令和８年度　第３０８４８号
高島市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務公募型プロポーザル実施要領

１　目的

本要領は、「高島市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

２　業務概要

（１）業 務 名　　令和８年度 第３０８４８号高島市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務
（２）業務内容　　高島市立小中学校への外国語指導助手派遣　１１名
　　ただし、令和１０年度以降　　１０名
（３）業務期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

３　業務見積額

（１）本業務に係る経費は、１６３，６８０，０００円（消費税および地方消費税額を含む。）を上限とする。
（２）本業務における見積りは、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書（消費税抜）を提出すること。

４　スケジュール

実　施　事　項	日　　程
公示日 ホームページ公開	令和８年１１月４日（水）
質疑受付締切	令和８年１１月１０日（火）午後５時まで
質疑回答（ホームページ）	令和８年１１月１３日（金）（予定）
参加申込書、企画提案書等の提出締切	令和８年１１月２０日（金）午後５時まで
プレゼンテーション審査	令和８年１２月　１日（火）（予定）
選考結果の通知	令和８年１２月１８日（金）（予定）
見積徴収	令和８年１２月２４日（木）（予定）
契約締結	令和８年１２月下旬（予定）
業務開始	令和９年　４月　１日（予定）

５　参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とします。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
（２）高島市から指名停止を現に受けていないこと。
（３）市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている

者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（５）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

（６）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）により、労働派遣事業の許可を受けている者であること。

（７）令和５年度以降に、滋賀県において地方公共団体を発注者とする外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務の実績があること。

６　関係資料の配付方法

・高島市ホームページからのダウンロードを原則とする。

URL　https://www.city.takashima.lg.jp

・掲載期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月２０日（金）まで

・掲載資料

（１）高島市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務公募型プロポーザル実施要領

（２）高島市外国語指導助手（ＡＬＴ）業務仕様書

（３）高島市外国語指導助手（ＡＬＴ）公募型プロポーザル参加申込書

７　質疑・回答

（１）提出方法

別添の質問書（様式４）により、電子メールにて提出すること。

※提出後、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認してください。

※電話または口頭による質問は受け付けません。

（２）提出期限　令和８年１１月１０日（火）午後５時まで（必着）

（3）提出先　　後記１７の問い合わせ先に同じ

（4）回答方法　高島市ホームページに掲載（令和８年１１月１３日（金）予定）

８　参加申込の手続き

（１）提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び高島市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

提案書類名	内　容	提出部数
①参加申込書	所定の用紙にて作成すること。 （様式１　参加申込書）	正本１部
②企画提案書	仕様書に基づき作成のこと。 表紙、目次を含みで１５ページ以内とする。	正本１部 副本９部
③価格見積書	仕様書を参照し、見積書を作成すること。（様式は任意とする） ※提案内容によって、項目の追加・変更・削除を認める。 ※なお、見積内訳として、積算根拠となる明細書を添付すること。	正本１部 副本１部
④プレゼンテーション出席者報告書	所定の様式にて作成すること。（様式２）	１部
⑤参加者の概要	所定の様式にて作成すること。（様式３）	１部
⑥業務実績書	実施要領で規定する令和５年度以降の業務実績について、その内容が分かる書類。（契約書、仕様書）（写し可）	１部
⑦市に競争入札参加資格審査申請書を提出しておらず、資格者名簿に未登録の者は、次に掲げる書類も提出すること。		
ア　法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） イ　法人でない団体にあっては、代表者の身分証明書 ウ　個人にあっては、身分証明書 エ　法人にあっては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） ※市町村税については、高島市内に事業所（支店、営業所を含む）がある場合のみ提出 オ　個人にあっては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）		

（２）提出期限　　令和８年１１月２０日（金）午後５時まで

（３）提出方法

持参または郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、（２）の提出期限までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については、提出者のリスク負担とします。

また、持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日午前９時００分から午後５

時００分までの間に限ります。ただし、提出期限最終日（令和８年１１月２０日）は、午後４時４５分までとします。

（４）提出先　　後記１７の問い合わせ先に同じ

９　企画提案書作成方法

（１）企画提案書の内容

実施要領および別紙「仕様書」に基づき、以下の内容を盛り込んだ企画提案書を作成してください。

ア　会社概要
イ　ＡＬＴ配置実績
ウ　英語教育に関する研究・取組
エ　ＡＬＴの採用体制
オ　ＡＬＴの研修体制
カ　ＡＬＴの管理体制
キ　危機管理体制
ク　教育委員会および学校との連携体制
ケ　その他　　特徴ある独自提案等

（２）頁数は１５ページ以内とします。（表紙、目次含む。）

（３）別添（様式は任意）により、正本１部、副本９部提出することとします。これに仕様書に掲げる業務について、全てに要する経費とその内訳を明記し、消費税及び地方消費税の額を明示してください。

１０　審査方法

本要領および仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、公募型プロポーザル審査委員会が審査します。

（１）審査基準

高島市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務公募型プロポーザル審査方法を確認のこと。

（２）事業者の選定

（１）の審査項目ごとに、次表に定める評価基準に基づき、ＡからＥの５段階による評価を行います。審査項目ごとの配点に、評価に関する係数を乗じて得た点数の合計点数（選定委員会の合計点数）の最も高い者を受託候補者として選定します。

評 価	評 価 基 準	係 数
Ａ	特に優れている	１．００
Ｂ	優れている	０．７５
Ｃ	標準的である	０．５０
Ｄ	あまり評価できない	０．２５
Ｅ	評価できないまたは記載なし	０．００

（３）その他

審査の結果、別表のⅠの審査項目Ⅰ（事業者評価）および審査項目２（企画提案内容評価）の合計点数の満点（９０点×委員数５名）の６割である２７０点に満たない場合、もしくは、審査項目Ⅰまたは審査項目２の項目で２つ以上Ｅ評価があった場合は、受託候補者としません。

なお、提案者がⅠ者であっても、本公募型プロポーザルは成立するものとします。

Ⅰ１　企画提案に係るプレゼンテーションの実施

（１）実施日　　令和８年１２月１日（火）予定

（２）実施場所　　高島市役所新館２階　教育委員会室

（３）提案時間　　２０分間

なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合があります。

（４）質疑応答　　１０分間

（５）参加人数　　３人以内

（６）その他

・電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ高島市が準備したプロジェクターを利用することができます。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めません。ただし、内容の省略による頁数の変更および構成の変更は妨げません。

・プレゼンテーション審査は、企画提案書の受付順で実施します。

Ⅰ２　審査結果

（１）通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知します。

（２）通知時期　令和８年１２月１８日（金）予定

※審査経過については、一切公開しません。また、審査の結果に対しての異議を申し立てることや、審査結果および内容について説明を求めることはできません。

Ⅰ３　契約に関する事項

（１）　契約は、選定された優先交渉権者と本市の間で業務内容や役割分担等について協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第１６７条の２第Ⅰ項第２号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約することを原則とします。

（２）　プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するものではありません。

（３）　協議において疑義が生じた場合は、原則として本市の解釈によるものとするため、提出書類等において曖昧な表現や記載を避けてください。疑義の解消に要する費用は提案者の負担とします。

（４） 選定された優先交渉権者との協議が不調となった場合又は失格となった場合は、次点者と協議を行い、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約します。

（５） 本業務における成果品の著作権は本市に帰属するものとし、本市は本業務の成果品を自ら使用及び使用許諾した必要な範囲において第三者に対して、随時利用できるものとします。

（６） 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、契約目的以外に利用し、第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後も同様とします。

１４　提出書類の取扱い

（１）提出されたすべての書類は、返却しません。

（２）提出後の差替えおよび追加・削除は認めません。

（３）提出された書類は、提出した者に無断でこの公募型プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

（４）市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

（５）企画提案書の提出は、１者につき１案とします。

１５　情報公開および提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、高島市情報公開条例（平成１８年９月２９日条例第８０号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本公募型プロポーザルの受託候補者特定前において、候補者の決定に影響が出るおそれがある情報については、候補者決定後の開示とします。

１６　その他

（１）言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限ります。

（２）費用負担

書類作成および提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施できないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザルに要した費用を高島市に請求することはできません。

（３）参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式５）を担当課あてに提出してください。

（4）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア　参加資格要件を満たしていない場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　プレゼンテーション審査を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ　参考見積書の金額が「３．業務見積額」を超過した場合

（5）著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとします。

（6）申請者は、公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

17　問い合わせ先

高島市教育委員会事務局教育指導部学校支援課　（担当：末綱）
〒520－1592
滋賀県高島市新旭町北畑５６５番地
電話　0740－25－8563　　FAX　0740－25－8145
メールアドレス　gakuji@city.takashima.lg.jp